

## スワップ取引保険外貨建対応方式特約書

令和6年2月28日 24 - 制度 - 00010

### (この特約書の対象)

**第1条** この特約書は、スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約であって、外貨建対応方式を採用する案件を対象とする。

### (保険価額)

**第2条** 約款第2条第12号及び第36条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨で表示された、スワップ取引に係る損失の最大予定額（ただし、被保険者引受上限額の範囲内で設定されるものとする。）をスワップ取引成立日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。

- 一 スワップ取引の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては2
- 二 スワップ取引の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては3

### (保険金額)

**第3条** 保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。

### (てん補責任額)

**第4条** 約款第36条第2項第2号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又はスワップ取引保険運用規程（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00005）第8条第1項に定める事故確定日における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

### (保険料)

**第5条** この特約書に係る保険料の額は、次の各号により算出された額とする。

- 一 スワップ取引の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては、次の各号に掲げるいずれかの額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額
  - イ 関連貸付保険契約が貿易代金貸付保険である場合は、第2条の保険価額
  - ロ 関連貸付保険契約が海外事業資金貸付保険である場合は、第3条の保険金額
- 二 スワップ取引の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては、前号イ又はロに該当するいずれかの額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の3分の1の額

### (この特約書に定めのない事項)

**第6条** この特約書に定めのない事項については、この特約書の趣旨に反しない限り、約款の規定を適用する。

### 附 則

この特約書は、令和6年3月15日から実施する。